

平成29年 No.10

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 3 月24日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 7 号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (校長及び園長) 第24条 〔省略〕 <u>(附属学校運営部長)</u> <u>第24条の2 附属学校運営部に、附属学校運営部長を置く。</u> <u>2 附属学校運営部長に関し必要な事項は、別に定める。</u> (附属学校運営参事) 第25条 〔省略〕 〔省略〕 (事務組織) 第29条 本法人に、事務局、<u>学長室及び監査室</u>を置く。 2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。 <u>3 学長室及び監査室に室長を置き、事務職員をもって充てる。</u> <u>4 事務局、<u>学長室及び監査室</u>の組織等に関し必要な事項は、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (校長及び園長) 第24条 〔省略〕 (附属学校運営参事) 第25条 〔省略〕 〔省略〕 (事務組織) 第29条 本法人に、事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。 <u>3 事務局の組織等に関し必要な事項は、別に定める。</u> 〔省略〕